

(公社) 日本雪氷学会北信越支部「雪氷北信越」投稿規程

1. 投稿資格

投稿原稿の著者（連名の場合は1名以上）は、(公社) 日本雪氷学会の会員でなければならない。ただし、雪氷北信越編集委員会（以下、編集委員会）が認めた場合はこの限りではない。

2. 投稿原稿の種類および規定ページ数

2-1 原稿の種類

- ・「研究発表会・製品検討発表会」予稿原稿

北信越支部研究発表会・製品検討発表会での発表予定の内容とする。

- ・「北信越のひろば」原稿

北信越支部機関誌としてふさわしい内容であれば自由とする。例えば、催し企画の案内、研究機関紹介、製品紹介、企業広告、求人や学生募集の情報、絵画、写真、俳句川柳など。

2-2 原稿の規定ページ数

- ・「研究発表会・製品検討発表会」予稿原稿は1編につき刷り上がり4ページ以内とする。
- ・「北信越のひろば」原稿は1編につき刷り上がり8ページ以内とするが、編集委員会が認めた場合はこの限りではない。

3. 投稿手続き

- ・投稿原稿は執筆要領にしたがい、そのまま印刷可能な完成原稿(PDF形式)とする。
- ・電子投稿を原則とし、別途定められた方法により編集委員会宛に提出すること。
- ・投稿原稿と併せて著作権譲渡・使用許諾承諾書を提出すること。
- ・投稿原稿の提出締め切りは、各号の刊行予定に応じて別途定める。

4. 原稿の採否

- ・投稿原稿の採否は編集委員会が決定する。
- ・編集委員会は投稿原稿について訂正を求めることがある。訂正を求められた原稿が指定された返送日より遅延した場合は掲載しないことがある。
- ・原稿の取り下げは著者自身が編集委員会に申し出ることとするが、編集スケジュールによっては応じられない場合がある。

5. 投稿料

「北信越のひろば」の投稿料はA4用紙半ページにつき¥500、1ページにつき¥1,000とし、「研究発表会・製品検討発表会」予稿原稿の投稿料は無料とする。

附則

この規定は2024年11月18日から施行する。

(2024年11月18日制定)

著作権譲渡・使用許諾承諾書

公益社団法人 日本雪氷学会 北信越支部

「雪氷北信越」編集委員会 殿

原稿タイトル名：

全著者名：

上記の原稿は、今までに他の雑誌・書籍に掲載されたり、投稿中でないことを誓約いたします。また他の著作物の著作権を侵害していないこと、著作権許諾が必要な引用については転載許可を書面で得ていることを誓約します。

この原稿が『雪氷北信越』に掲載された場合は、日本雪氷学会著作権規程のとおり、その著作権を日本雪氷学会に譲渡することに同意します。但し、別途示す図（写真，イラストを含む）については著作権を留保し、日本雪氷学会に対してこの図の『雪氷北信越』掲載に関わる複製，送信可能化，公衆送信を行うことを許諾します。

なお、この著作権譲渡の承認に関して、他の共著者全員の同意を得ていることを保障いたします。

著作権を留保する図の番号（著作権者名）：

代表者署名（自筆）：

（ 年 月 日）

（署名は自筆をお願いします。捺印は不要です。原稿投稿時に添付して下さい。）